

国際社会と連携した北朝鮮に対する断固たる対応と国民の生命を守り抜く
万全の態勢を構築することを求める意見書

我が国は、国際社会を愚弄し続ける北朝鮮に対し、国連安全保障理事会決議の完全なる遵守を求め、核実験やミサイル発射の挑発行為の自制を繰り返し強く要求してきたところである。

そのような状況の中、北朝鮮は、本年9月15日早朝、我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。8月29日にも同様に、国際社会からの強い非難にもかかわらず事もなげに弾道ミサイルを発射したばかりであり、その極めて異常な国家体質が改めて露呈したところである。

また、9月3日には、過去に比類ない規模において、通算6回目となる核実験を再度強行した。これは、国連安全保障理事会決議の明確な違反であるばかりでなく、国際的な核軍縮・不拡散体制への重大なる挑戦であり、国際社会に差し迫った新たな段階の脅威である。

当県議会は、我が国に対する直接的脅威として北朝鮮による一連の行為を断じて容認できず、厳重に抗議し、強く非難するものである。

よって、国においては、引き続き強固な日米同盟と国際社会との強い連携の下、北朝鮮に対し、断固として問題解決に向けたあらゆる措置を講ずるとともに、国民の生命及び財産並びに我が国の領土・領海・領空を守り抜く万全の態勢を早急に構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
外 務 大 臣
防 衛 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一